別表六（二十九）　記載要領

1　この表は、租税特別措置法第42条の13第６項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する法人が同項に規定する特定税額控除規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「特定対象年度の基準所得等金額　⑻」の欄は、租税特別措置法施行令第27条の13第３項第１号（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する特定対象年度の同号に規定する基準所得等金額を記載すること。

3　「前事業年度等の基準所得等金額の合計額　⑼」の欄は、租税特別措置法施行令第27条の13第３項第１号に規定する前事業年度等の同項第２号に規定する基準所得等金額の合計額を記載すること。

4　「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

⑴　当該事業年度の月数と、「事業年度等又は連結事業年度等　⑾」の「前事業年度等　②」の月数とが同じ場合　「⑾」から「⒂」までの「前一年事業年度等特定期間　③」の各欄は、記載しないこと。

⑵　「事業年度等又は連結事業年度等　⑾」の「前事業年度等　②」の月数が当該事業年度の月数に満たない場合　「⑿」から「⒂」までの「前事業年度等　②」の各欄は、記載しないこと。

⑶　「事業年度等又は連結事業年度等　⑾」の「前事業年度等　②」の月数が当該事業年度の月数を超える場合　「⑾」から「⒂」までの「前一年事業年度等特定期間　③」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 ⒀又は⑴⑶×⑴⑷ ⒂」の「前事業年度等　②」の欄には「同上のうち継続雇用者に係る金額　⒀」の「前事業年度等　②」の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の５第13項第２号ロ（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）に規定する前事業年度等特定期間に対応する金額を記載すること。

別表六の⑴⑴の表中「当期の連結法人税額（別表一の二(一)「４」、別表一の二(二)「４」又は別表一の二(三)「４」）」を「当期の連結法人税額（別表一の二(一)「４」－「11」）、（別表一の二(二)「４」－「９」）又は（別表一の二(三)「４」－「９」）」に、「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「55の①」）」を「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「56の①」）」に改め、同表の記載要領第１号中「第68条の91（特定外国子会社等に係る外国税額の控除」を「第68条の91第１項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例」に、「第68条の93の３（特定外国法人に係る外国税額の控除」を「第68条の93の３第１項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例」に改め、同第11号中「（法」を「（個別益金額又は個別損金額）（法」に改め、「（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）」を「「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「55の①」）⑵」」を「「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「56の①」）⑵」」に改める。

別表六の⑴⑴付表の記載要領第１号中「第68条の91（特定外国子会社等に係る外国税額の控除」を「第68条の91第１項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例」に、「第68条の93の３（特定外国法人に係る外国税額の控除」を「第68条の93の３第１項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例」に改める。

別表六の⑴⑴の表を次のように改める。